

犬山市議会第41号議案

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正
について

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月10日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業を実施するため必要があるからである。

犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

(犬山市立保育園条例の一部改正)

第1条 犬山市立保育園条例(平成27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)の実施(市長が必要と認める保育園に限る。)に関する事。

第15条を第16条とする。

第14条中「及び第11条」を「、乳児等通園支援利用料及び第12条」に改め、同条を第15条とする。

第13条第2項中「及び一時保育」を「、一時保育及び乳児等通園支援事業」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4項中「一時保育」を「一時保育又は乳児等通園支援事業」に、「及びおやつを」を「又はおやつを」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1号を加える。

(乳児等通園支援利用料)

第11条 市長は、乳児等通園支援事業を実施する場合は、乳児等通園支援事業を実施する乳幼児の保護者から、1時間当たり300円を乳児等通園支援利用料として徴収するものとする。

2 市長は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、乳児等通園支援利用料を減免することができる。

(犬山市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 犬山市立認定こども園条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事

業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の実施（市長が必要と認める認定こども園に限る。）に関する事。

第14条を第15条とする。

第13条第2項中「及び一時保育」を「、一時保育及び乳児等通園支援事業」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4項中「一時保育」を「一時保育又は乳児等通園支援事業」に、「及びおやつを」を「又はおやつを」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第11条 市長は、乳児等通園支援事業を実施する場合は、乳児等通園支援事業を実施する乳幼児の保護者から、1時間当たり300円を乳児等通園支援利用料として徴収するものとする。

2 市長は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、乳児等通園支援利用料を減免することができる。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の実施に必要な手続を行うことができる。

| 新（改正後） | 旧（改正前） |
|--------|--------|
| 第16条 略 | 第15条 略 |

○犬山市立認定こども園条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

| 新（改正後） | 旧（改正前） |
|---|--|
| <p>（事業）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の実施（市長が必要と認める認定こども園に限る。）に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p><u>（乳児等通園支援利用料）</u></p> <p>第11条 <u>市長は、乳児等通園支援事業を実施する場合は、乳児等通園支援事業を実施する乳幼児の保護者から、1時間当たり300円を乳児等通園支援利用料として徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、乳児等通園支援利用料を減免することができる。</u></p> <p>（実費徴収）</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>市長は、預かり保育を実施する園児におやつを提供する場合及び一時保育又は乳児等通園支援事業を実施する乳幼児に給食又はおやつを提供する場合は、当該園児及び乳幼児の保護者から、給食及びおやつに要する費用を徴収するものとする。</u></p> <p>第13条 略</p> <p>（保育料等の納付期限）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園する園児の保育料並びに延長保育、預かり保育、一時保育及び乳児等通園支援事業に係る利用料の納付期限は、その都度市長が定める。</u></p> <p>第15条 略</p> | <p>（事業）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>（実費徴収）</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、預かり保育を実施する園児におやつを提供する場合及び一時保育を実施する乳幼児に給食及びおやつを提供する場合は、当該園児及び乳幼児の保護者から、給食及びおやつに要する費用を徴収するものとする。</p> <p>第12条 略</p> <p>（保育料等の納付期限）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園する園児の保育料並びに延長保育、預かり保育及び一時保育に係る利用料の納付期限は、その都度市長が定める。</p> <p>第14条 略</p> |